

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 母校の甲子園出場に際してする寄付金

Q：私の母校である県立高校の野球部が、今年の夏に甲子園に出場することになりました。そこで、PTAや有志の方が発起人となり、卒業生から寄付を集めて学校に贈呈することになり、私も寄付をしました。この寄付金について、寄付金控除を受けることができますか。

A：単に後援会に対する寄付金は、寄付金控除の対象にはなりません。

【解説】

地元の高校が甲子園に出場する場合などに、その学校の卒業生や地元の商店街などがその学校などに対していろいろな経費に充てるためにする寄付金については、その寄付をする先が県立高校などで、これらの学校の設置者である地方公共団体が正式に採納してくれる場合は、その地方公共団体に対する特定寄付金として寄付金控除の対象となります。

しかし、ご質問のような場合には、地方公共団体が正式に採納するというケースは稀で、多くの場合、地元やPTA有志などでつくった後援会などが寄付金を受け取って、直接、経費を支出しているようです。あるいは、寄付金の領収書は学校長の名義で作成されていても、それは地方公共団体としての採納ではなく、いわゆる運動部そのものであったり、後援会だったりするのが実際のようなのです。

このような場合には、たとえば、学校長名で領収書が発行されていても、地方公共団体に対するものではなく、単に後援会などに対する寄付金ということになります。

